

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 三九
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三九
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四〇
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件二件 四〇
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 四〇
- 福島海区漁業調整委員会 四〇
- はえなわ漁業について指示する件 四〇
- 漁業法により指示する件 四〇

## 告 示

### 福島県告示第四百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月六日から同年九月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガステージ須賀川 Bエリア 福島県須賀川市広表三番一号ほか六十一筆
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

- 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月六日から同年九月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガステージ須賀川 Bエリア 福島県須賀川市広表三番一号ほか六十一筆
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年八月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
白河市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定実施要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二一 保安林予定森林の所在場所  
白河市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

三一 保安林予定森林の所在場所  
岩瀬郡天栄村(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

四一 保安林予定森林の所在場所  
石川郡古殿町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第四百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
令和六年八月六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 佐藤長男 佐藤文美 室井章 室井時雄 室井清紀 室井文右工門 室井文八 室井徳次 星益雄 渡部初善 渡部藤太郎 芳賀源重 芳賀キウ 芳賀一止 芳賀永八 芳賀小三 芳賀長寿 芳賀定江 芳賀藤五郎 芳賀寅八 小山コヨシ 星キセ 星トクヨ 星喜平 星忠吉 星芳昭 要サタ 横山宇吉 横山喜八 横山正義 横山清吾 横山清作 横山豊吉 加藤銀雙 加藤寅次郎 鈴木儀四郎 鈴木幸三郎 鈴木又七 鈴木學造 鹿目辰吉 鈴木秀雄 株式会社レゾナック 星サク 要正 星豊次 渡部藤太郎 満田新助 五十嵐昭一 室井正 星ユリ子

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和六年福島県告示第三百八十八号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。  
令和六年八月六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 本町一丁目1号
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する一点から三十七点までを順次結んだ線及び三十七点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

二本松市本町一丁目

四五番一 一点  
 北緯三七度三五分三二秒二六六七  
 東經一四〇度二六分〇六秒五一〇  
 六一番 二点  
 北緯三七度三五分三二秒一九五九  
 東經一四〇度二六分〇六秒二五二五  
 三点  
 北緯三七度三五分三一秒八〇六六  
 東經一四〇度二六分〇五秒八二七三  
 四点  
 北緯三七度三五分三二秒〇七三六  
 東經一四〇度二六分〇五秒四五四一  
 五点  
 北緯三七度三五分三二秒九八一三  
 東經一四〇度二六分〇四秒八四六一  
 六点  
 北緯三七度三五分三三秒四八二五  
 東經一四〇度二六分〇四秒七五三六  
 七点  
 北緯三七度三五分三三秒〇八一三  
 東經一四〇度二六分〇四秒六九五九  
 八点  
 北緯三七度三五分三三秒三八四〇  
 東經一四〇度二六分〇四秒七二五二

同 市松岡

七八番一 九点  
 北緯三七度三五分三四秒七四七〇  
 東經一四〇度二六分〇四秒五〇五一  
 十点  
 北緯三七度三五分三四秒九七一五  
 東經一四〇度二六分〇四秒四二八一  
 十一点  
 北緯三七度三五分三四秒八四一八  
 東經一四〇度二六分〇四秒一二六八  
 十二点  
 北緯三七度三五分三五秒四五一一  
 東經一四〇度二六分〇二秒八八九三

同 市本町一丁目

一五番一 十三点  
 北緯三七度三五分三六秒三六一〇  
 東經一四〇度二六分〇三秒二六八一  
 十四点  
 北緯三七度三五分三六秒五六七二  
 東經一四〇度二六分〇三秒六九三九  
 十五点  
 北緯三七度三五分三七秒〇七三四  
 東經一四〇度二六分〇三秒五〇〇一  
 十六点  
 北緯三七度三五分三七秒二二三一  
 東經一四〇度二六分〇三秒一二六七  
 一七番一 十七点  
 北緯三七度三五分三七秒五七七四  
 東經一四〇度二六分〇二秒六五八九  
 一八番一 十八点  
 北緯三七度三五分三七秒八三八七  
 東經一四〇度二六分〇二秒四八八八

五番一七 十九点

五番八 二十点

五番一〇 二十一点

二一番四 二十二点

二一番一 二十三点

五番三 二十四点

二一番 二十五点

二二番 二十六点

二四番 二十七点

二五番一 二十八点

二五番一 二十九点

二九番一 三十点

二九番一 三十一点

三五番一 三十二点

三五番一 三十三点

三七番一 三十四点

三七番二 三十五点

四五番五 三十六点

四五番一 三十七点

北緯三七度三五分三八秒二六八五

東經一四〇度二六分〇一秒八五三四

北緯三七度三五分三八秒八七三三

東經一四〇度二六分〇一秒五一四〇

北緯三七度三五分三九秒〇四九一

東經一四〇度二六分〇二秒〇一三六

北緯三七度三五分三九秒一七九八

東經一四〇度二六分〇二秒一三三五

北緯三七度三五分三八秒七四五九

東經一四〇度二六分〇二秒五七六八

北緯三七度三五分三八秒四六〇五

東經一四〇度二六分〇三秒五四八一

北緯三七度三五分三七秒八七九九

東經一四〇度二六分〇三秒五〇〇一

北緯三七度三五分三七秒四六七五

東經一四〇度二六分〇四秒一四三七

北緯三七度三五分三七秒一七七六

東經一四〇度二六分〇四秒六八二四

北緯三七度三五分三六秒三四八四

東經一四〇度二六分〇四秒三〇八六

(砂防課)

福島県告示第四百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和六年八月六日

福島県知事 内堀 雅雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
三函2号

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する一点から十一点までを順次結んだ線及び十一点と一  
点を結んだ線に囲まれた土地の区域

いわき市常磐湯本町宝海

一七四番一 一点

北緯三七度〇〇分五三秒五六八七

一七二番 二点

東経一四〇度五〇分四〇秒五三二九

一七二番 二点

北緯三七度〇〇分五四秒九九五七

一七二番 二点

東経一四〇度五〇分四一秒六二〇九

一七二番 二点

北緯三七度〇〇分五五秒七七〇五

一七二番 二点

東経一四〇度五〇分四一秒七〇五二

一七二番 二点

北緯三七度〇〇分五七秒四〇七三

一七二番 二点

東経一四〇度五〇分四二秒六四〇六

一七二番 二点

北緯三七度〇〇分五七秒三九九三

一七二番 二点

東経一四〇度五〇分四三秒五一一〇

同 市常磐湯本町上川

一番四九 六点

北緯三七度〇〇分五五秒八五三二

一番五六 七点

東経一四〇度五〇分四三秒三六六一

一番五八 八点

北緯三七度〇〇分五四秒八六八二

一番五九 八点

東経一四〇度五〇分四三秒六七一一

一番六〇 八点

北緯三七度〇〇分五四秒〇八九一

一番六一 八点

東経一四〇度五〇分四四秒四三四一

同 市常磐湯本町三函

四番五 九点

北緯三七度〇〇分五三秒六二五九

四番二 十点

東経一四〇度五〇分四三秒六二七八

四番一 十一点

北緯三七度〇〇分五三秒三二六四

一番 十一点

東経一四〇度五〇分四二秒四一四二

一番 十一点

北緯三七度〇〇分五二秒七四二一

一番 十一点

東経一四〇度五〇分四二秒三九九八

(砂防課)

公 告

公告第四百四十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項  
の規定により、令和六年六月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和六年八月六日

福島県知事 内堀 雅雄

令和六年六月分

(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又は 販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果					備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N (%)	水分 (%)		TCa (%)
貝化石粉 末	藤田礦業株 式会社	ミネラル富 士(粒状)	—	—	—	—	7.0	1.3	貝化石
堆肥	株式会社伊 奈養鶏場	発酵鶏糞	2.9	5.1	3.0	8	15.4	—	鶏糞

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水  
分含有量、TCa-石灰全量、TMg-苦土全量  
(農業総合センター)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二  
百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年八月六日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深  
の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しよう  
とする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければなら

ない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までとする。

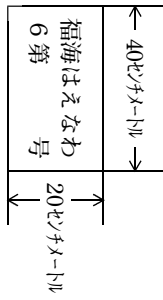
四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年十月一日から令和七年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年八月六日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野智光

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）第四十一条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、令和六年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。